令和7年8月1日 国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 敦賀事業本部

新型転換炉原型炉ふげん及び高速増殖原型炉もんじゅの 原子力事業者防災業務計画の修正に伴う関係自治体との協議の開始について (お知らせ)

当機構は、原子力災害対策特別措置法*1に基づき、新型転換炉原型炉ふげん(以下「ふげん」という。)及び高速増殖原型炉もんじゅ(以下「もんじゅ」という。)の原子力事業者防災業務計画*2(以下「防災業務計画」という。)の見直しを行っています。同法に基づき本日から、関係自治体との協議を開始しましたので、お知らせいたします。

1. 協議対象の関係自治体

・「ふ げ ん」 :福井県、敦賀市、滋賀県

・「もんじゅ」 :福井県、敦賀市、滋賀県、岐阜県

2. 「防災業務計画」の主な修正事項

・2025 年 5 月 19 日に冷却告示*3の指定を原子力規制委員会から受けたことによる「もんじゅ」の緊急時活動レベル(EAL)*4の変更及び「ふげん」「もんじゅ」の関係周辺都道府県、関係市町村の変更

3. 「防災業務計画」の修正予定日

· 令和7年10月10日(金)

※1:原子力災害対策特別措置法(原災法)

平成11年9月30日に発生したJCOウラン加工施設での臨界事故を契機として、同年12月、原子力防災対策を強化するために制定された。その後、東日本大震災の教訓を踏まえて国の対策本部の強化等を行うために、平成24年6月に改正された。

※2:原子力事業者防災業務計画(防災業務計画)

原災法第7条に、原子力事業者は防災業務計画を作成すること、及び、毎年この計画に検討を加え、必要に応じて修正することが定められている。また、同条第2項では、修正しようとするときは、あらかじめ所在都道府県知事、所在市町村長及び関係周辺都道府県知事と協議することが定められている。

防災業務計画には、関係箇所への速やかな通報、災害の拡大防止、環境放射線モニタリングの実施など必要な業務を定めている。

※3:冷却告示

原子炉等規制法第43条の3の34第2項の規定に基づく廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた発電用原子炉施設。

※4:緊急時活動レベル(EAL:Emergency Action Level)

原子力施設において異常事態が発生した際に、緊急事態を判断するために、原子力規制委員会が定めた基準であり、具体的な運用方法等については原子力事業者が決めている。緊急事態は、原子力施設の状態や公衆への放射線の影響等に基づき「警戒事態」、「施設敷地緊急事態」及び「全面緊急事態」の3つに区分され、発生した異常事態がどの区分になるかの判断をする際に用いられる。EALは原子力事業者防災業務計画に定められている。

以上